

8. 学位審査の流れ

(1) 博士の学位を受けようとする者は、学位規程第 10 条に規定する博士論文の提出に先立ち、予備審査を経なければならない。

(2) 予備審査を受けることができる者は、次の者とする。

①研究科の博士後期課程に在学中の者で、大学院学則第 33 条第 1 項に定める単位を修得した者

②博士論文を提出する日の属する学年末までに所定の単位を修得する見込みが確実な者で、必要な研究指導を受けた者

③本学の博士後期課程に 3 年以上在学し、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた上で退学し、退学時から 2 年以内に学位授与の申請を行う者

(3) 予備審査を申請しようとする者は、主指導教員の承認を得て、次の各号に掲げる書類等を博士後期課程専攻長に提出するものとする。

①予備審査申請書(所定の用紙) 1 通

②博士論文の要旨の草稿 5 通

(A4 判横書きとし、和文 2,000 字程度又は英文 800 語程度)

③博士論文の草稿(A4 判横書きとし、和文又は英文とする) 5 通

④論文目録 5 通

(4) 学位規程第 7 条の規定に基づく予備審査の申請時期は、次の通りとする。

入学時期	在学中の者	修業年限を超えて在学する者
春学期	11 月	5 月, 8 月
秋学期	5 月	8 月, 11 月

(5) 予備審査の結果、博士論文審査の申請に値すると認められた者は、1 年以内に博士論文審査の申請を行うものとする。

(6) 博士の学位申請に必要な書類は、次に掲げるものとする。

①博士論文審査申請書(所定の用紙) 1 通

②博士論文 1 編 (A4 判横書きとし、和文又は英文とする) 5 通

③論文目録 (所定の用紙) 5 通

④博士論文内容の要旨 5 通

(A4 判横書きとし、和文 2,000 字程度又は英文 800 語程度)

⑤履歴書 (所定の用紙) 1 通

(7) 学位規程第 12 条の規定に基づく博士論文の提出時期は、次の通りとする。

入学時期	在学中の者	修業年限を超えて在学する者
春学期	1 月	7 月, 10 月
秋学期	7 月	10 月, 1 月

(8) 博士論文の審査にあたり、審査委員会により開催される公聴会に参加すること。

(9) 博士論文審査の最終試験は、博士論文の内容を中心とした関連のある分野について、筆答又は口答により行われる。

9. 博士論文の公表（名古屋産業大学大学院学位規程（博士）より抜粋）

（論文要旨の公表）

第 22 条 博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から 3 月以内に、当該博士の各位の授与に係る論文の要旨及び論文審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（博士論文の公表）

第 23 条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表した時はこの限りでない。

2 博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科委員会の承認を得て、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。ただし、研究科委員会はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行うこれらの公表は、名古屋産業大学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

インターネットにより公表を行うため、博士の学位授与された者は、速やかに次に掲げるものを図書館に提出するものとする。

- ① 学術情報リポジトリ博士学位論文登録申請書（所定の用紙） 1 通
- ② 博士論文の要旨（PDF ファイル）
- ③ 博士論文の全文（PDF ファイル）